

氷見市奨学生
(一般奨学金)

令和6年度 募集要項

氷見市教育委員会

氷見市奨学生（一般奨学金）の特徴

1 無利子貸与

2 貸与月額上限45,000円（大学生の場合）

3 (独)日本学生支援機構の給付型奨学金等との併用可能

※給付型奨学金や下記以外の貸与型奨学金のほか、教育ローンとの併用は可能です。

※氷見市奨学金と重複して下記の貸与型奨学金の交付が決定した場合は、これらを遡及して取り消していただくことが貸与条件となります。



併用できない貸与型奨学金

- ・日本学生支援機構の奨学金（第一種及び第二種）
- ・富山県奨学資金
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく修学資金（本人及び保護者）

4 (独)日本学生支援機構の無利子奨学金より収入基準を緩和

※（独）日本学生支援機構の第二種（有利子）奨学金と第一種（無利子）奨学金の収入基準の中間を採用

低	家計所得				高
(独) 日本学生支援機構の奨学金	給付型	無利子貸与型	有利子貸与型	対象外	
	↑ 氷見市の奨学金と併用可能 ↓	↑ 貸与月額によっては機構の奨学金が有利	利率では氷見市の奨学金が有利 ↓		
氷見市の奨学金	対象（無利子貸与型）			対象外	

1 出願資格

高等学校若しくはこれに準ずる学校（以下「高等学校」といいます。）又は大学（短期大学及び大学院を含みます。）若しくはこれに準ずる学校（以下「大学」といいます。）へ進学を希望する者及び高等学校又は大学に在学中の者で、次の要件を満たす者に出願資格があります。

(1) 優れた学生又は生徒であること。

① 人物について

学習活動、その他生活の全般を通じて態度・行動が学生又は生徒にふさわしく、将来、良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

② 学力について

学業成績の評定を全履修科目について平均した値が全体平均水準以上であって、優れた学業成績を修める見込みがあること。

(2) 経済的理由により修学が困難な者であること。

① 本人の属する世帯の1年間の認定所得金額が、別表第1の基準額以下であること。

② 前号の認定所得金額とは、その世帯の金銭・物品などの1年間の総収入金額から、必要経費を控除した金額（給与所得の場合は、別表第2に掲げる計算式で算出した額）をいいます。ただし、家計状況の変動等により上記収入金額をもって認定することが適切ではないと判断できる場合には、提出された証明書に応じて修正した収入金額で認定します。

また、母子・父子世帯、就学者のいる世帯等、その他特別の事情のある世帯については、その世帯の認定所得金額から別表第3の特別控除額を控除した金額を、その世帯の認定所得金額とみなすことができます。

(3) 保護者等（親権を行う者、未成年後見人その他これらに準ずる者と市長が認める者（成年に達する直前に親権を行っていた者など）をいいます。）が市の区域内に住所を有すること。

(4) 在学した学校又は現に在学する学校の校長の推薦があること。

(5) 独立行政法人日本学生支援機構の学資金若しくは富山県奨学資金の貸与又は母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく修学資金の貸付けを受ける者でないこと。

ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく修学資金の貸付けを受ける者については、特別奨学金（高等学校に在学する者 月額 6千円以下、大学に在学する者 月額 2万円以下）の貸与を受けることができます。

※「ぶり奨学プログラム」を利用されている方も、上記を満たしていれば出願資格があり、両方を利用することができます。

2 一般奨学金の貸与月額及び交付の期間

(1) 貸与月額

- ① 高等学校に在学する者 15,000円以下
- ② 大学に在学する者 45,000円以下

なお、一般奨学金の貸与を受ける者のうち、一般奨学金の貸与を受けることによって、なおその修学を維持することが困難であると認められる遺児等（父又は母が死亡し、若しくは心身の障害により長期にわたって労働力を失っている状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある児童その他これに準ずる者と市長が認める者をいう。）については、特別奨学金（高等学校に在学する者 月額 6千円以下、大学に在学する者 月額 2万円以下）の貸与を併せて受けることができます。

(2) 交付の期間

出願のあった月又は就学した月分からその学校における最短修業年限の終期月分までとします。（ただし、最初の交付は出願月から4カ月程度後となり、その初月に未交付分を一括交付します。）

(3) 利息

無利息

3 募集期間等

(1) 募集期間

令和5年度中随時。ただし、予算の上限に達した場合は、受付を締め切る場合や採択を先送りする場合があります。

(2) 出願に際しては、次の書類を提出してください。

- ① 奨学生願書
- ② 奨学生推薦調書

学業成績の評定は5段階評価法によります。（大学在学中で既に成績等が出ている者は、成績・単位証明書等によります。）

③ 前年分の所得のわかる書類（下記ア～ウすべて）

ア 世帯の中で収入のある者全員の前年分の源泉徴収票、確定申告書（控）の写し又は所得証明書

イ 年金を受給している場合は、年金受給額のわかるものの写し

ウ 世帯の中で18歳以上である者全員の納税証明書又は非課税証明書

※家計状況の変動等により修正した収入金額で認定を受けたい場合は、その確認ができる証明書（雇用保険被保険者離職票、退職証明書、休業証明書、その他収入の減少が確認できる書類）

- ④ 合格通知書の写し（新たな学校に進学する場合）又は在学証明書
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

- (3) 出願にあたっては、連帯保証人2名（保護者等1名及び独立の生計を営む成年者で市長が適当と認めるもの）の選任が必要です。

連帯保証人の要件は別表第4を参照ください。

4 奨学生の決定

奨学生の決定は、氷見市奨学生審査委員会に諮って市長が行います。

奨学生決定通知は、願書の提出月から3カ月以内に文書で本人宛てに行います。

5 誓約書の提出

- (1) 奨学生として決定された者は、「連帯保証人2名と連署した誓約書」、「連帯保証人の印鑑証明」、及び「連帯保証人の所得を証明する書類」を別に指示する期限までに提出するものとします。

- (2) 上記誓約書及び証明書類を提出した方に、氷見市育英資金が貸与されます。

6 奨学金の交付

奨学金は、「口座振替による支払申出書」で届けられた保護者等の口座に振込まれます。

7 奨学金の返還

- (1) 奨学金の返還

① 奨学金の交付が終了したときは、「奨学金借用証書」及び「連帯保証人の印鑑証明」、及び「連帯保証人の所得を証明する書類」を提出するものとします。

② 奨学金は貸与であり、貸与終了後は必ず返還してください。

③ この返還金は、次の奨学金の原資となり後輩に貸与されます。

- (2) 奨学金の返還期間

奨学金の返還期間は、卒業した月の翌月から3年の据置期間を含めて、高等学校にあっては9年間、大学にあっては13年間です。

- (3) 奨学金の返還方法

① 奨学金の返還は、月賦、半年賦又は年賦の方法によります。ただし、その全部又は一部を繰り上げて返還することができます。

② 奨学金の返還を怠ったときは、延滞金が課せられます。

8 奨学金の返還免除

奨学生又は奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡又は病気その他特別の理由により奨学金の返還が困難と認められるときは、申請により、奨学金の全部若しくは一部の返還を免除し、又は相当の期間その返還を猶予することがあります。

別表第1 認定所得基準表

高等学校奨学生

区 分		基準額
世帯 人員	1人	1,708,000円
	2人	2,653,000円
	3人	2,976,000円
	4人	3,228,000円
	5人	3,600,000円
	6人	3,641,000円
	7人	3,797,000円

※世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに15万6千円を、それぞれ世帯人員7人の基準額に加算します。

大学奨学生

区 分		基準額
世帯 人員	1人	2,125,000円
	2人	3,265,000円
	3人	3,695,000円
	4人	4,005,000円
	5人	4,280,000円
	6人	4,500,000円
	7人	4,695,000円

※世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに19万5千円を、それぞれ世帯人員7人の基準額に加算します。

別表第2 給与所得の計算式

・算定式A（主として家計を支えている者）

- 1 収入金額が298万円未満の場合は、所得金額0円
- 2 収入金額が298万円以上400万円以下の場合
収入金額×0.8－238万円＝所得金額
- 3 収入金額が401万円以上781万円以下の場合
収入金額×0.7－198万円＝所得金額
- 4 収入金額が782万円以上の場合
収入金額－432万円＝所得金額

・算定式B（その他に家計を支えている者）

- 1 収入金額が65万円以下の場合は、所得金額0円
- 2 収入金額が66万円以上162万円以下の場合
収入金額－65万円＝所得金額
- 3 収入金額が163万円以上180万円以下の場合
収入金額×0.6＝所得金額
- 4 収入金額が181万円以上360万円以下の場合
収入金額×0.7－18万円＝所得金額
- 5 収入金額が361万円－660万円以下の場合
収入金額×0.8－54万円
- 6 収入金額が661万円以上1,000万円以下の場合
収入金額×0.9－120万円＝所得金額
- 7 収入金額が1,001万円以上1,500万円以下の場合
収入金額×0.95－170万円＝所得金額
- 8 収入金額が1,501万円以上の場合
収入金額－245万円＝所得金額

- (注) (1) 収入金額及び所得金額は、万円未満を切り捨てて適用します。
- (2) 給与所得者が2人以上いる場合、主として家計を支えている者については算定式Aを、その他の者については算定式Bを適用します。
- (3) 同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算した後、万円未満を切り捨てて所得金額を算出します。
- (4) 同一人で2以上の収入源があつて、給与所得と給与以外の所得の場合は、給与所得については、上記計算式により所得金額を算出します。

別表第3 特別控除額表

特別の事情	特別控除額			
(1) 母子・父子世帯であること。	49万円			
(2) 就学者のいる世帯であること。 (児童、生徒、学生1人につき)	小学校		8万円	
	中学校		16万円	
			自宅通学	自宅外通学
	高等学校	国・公立	28万円	47万円
		私立	41万円	60万円
	高等専門学校	国・公立	36万円	55万円
		私立	60万円	80万円
	大学	国・公立	59万円	102万円
		私立	101万円	144万円
	専修学校	高等課程	国・公立	17万円
私立			37万円	46万円
専門課程		国・公立	22万円	62万円
		私立	72万円	112万円
(3) 障害者のいる世帯であること。	障害者1人につき		86万円	
(4) 長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額			
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のために、特別に支出している年間金額。ただし、71万円を限度とします。			
(6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために、必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田、畑、店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額			
(7) 父母以外の者で、所得を得ている者がいる世帯	父母以外の者の所得者1人につき38万円。ただし、その所得金額が38万円未満の場合は、その所得金額			

- 備考 1 「(2) 就学者のいる世帯であること。」による控除には、出願者本人分は含めません。
- 2 該当する特別の事情が2以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができます。

別表第4 保証人の要件

出願にあたって選任する保証人は、原則として、「保護者等」及び「独立の生計を営む成年者で市長が適当と認めるもの」のうち次の要件を満たす者とします。

要件

保護者等	原則として親権を行う者、または奨学生が成年に達する直前までに親権を行っていた者
独立の生計を営む成年者で市長が適当と認めるもの	貸与総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められるもの。

*「貸与総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められるもの」とは、原則として次の基準のいずれかを満たすものをいいます。

①所得証明書：(給与所得者)年間収入 \geq 月賦返還額 \times 12月 + 300万円
(事業所得者)年間所得 \geq 月賦返還額 \times 12月 + 200万円

②預貯金残高証明書：預金残高 \geq 貸与予定総額

氷見市育英資金条例及び氷見市育英資金条例施行規則並びにこの要項に定めるもののほか、奨学生の募集、奨学金の貸与・償還に関し必要な事項は独立行政法人日本学生支援機構の作成する「奨学事務の手引」に準ずるものとします。

【申込・問合せ先】

〒935-8686

富山県氷見市鞍川1060番地

氷見市教育委員会事務局 学校教育課

TEL 0766 (74) 8211 FAX 0766 (74) 5520